

## 題名：ノースダコタ州におけるフェイスマスク着用義務付け及び一部ビジネス等の制限措置の延長

### 【ポイント】

12月9日（水）、バーガム州知事は、ノースダコタ州で引き続き新型コロナウイルスによる入院者数と死亡者数が高い水準であること等を受け、12月14日まで義務づけられていたフェイスマスクの着用を2021年1月18日（月）0時1分まで延長する州保健官の命令を発表しました。

また、12月10日（木）、バーガム州知事は、11月13日に発表した一部ビジネス等を制限する州知事命令の一部について、2021年1月8日（金）午前8時まで延長する命令を発表しました。

詳細は本文と関連のリンクを御覧ください。

### 【本文】

#### 1 フェイスマスク着用義務付け

(1) 12月9日（水）、バーガム州知事は、ノースダコタ州で新型コロナウイルスによる入院者数と死亡者数が引き続き高い水準であること等を受け、一部の例外を除き、屋内ビジネスや屋内の公共の場、対人距離を保つことができない屋外ビジネスや屋外の公共の場において、12月14日まで義務づけられていたフェイスマスクの着用を2021年1月18日（月）0時1分まで延長する州保健官の命令を発表しました。

(2) フェイスマスクは、鼻と口を完全に覆い、少なくとも2層で構成されていなければならないとされており、紙製または使い捨てのフェイスマスク、布製のフェイスマスク、ネックゲイター、宗教上のフェイスマスクなどが含まれます。

(3) 下記の個人はフェイスマスク着用義務付けが免除されます。

—フェイスマスクを着用することが合理的でない病状、精神状態、または障害を持つ個人。  
これには、呼吸能力が低下する病状のある人、意識不明、介助なしでフェイスマスクを外すことができない人が含まれますが、これらの場合に限定されません。このような個人は、透明なフェイスシールドなどの代替品を使用して、できるだけ自宅にすることが勧められています。

—4歳以下の子供。2歳未満の子供は、窒息の危険性があるため、フェイスマスクを絶対に着用してはいけないと定められています。少なくとも2歳に達した子供は、「布製フェイスマスクの着用方法」に関するCDCのガイダンスに従うことができれば、フェイスマスクを着用することが奨励されます。

—職場でフェイスマスクを着用することで、地元、州、連邦政府の規制当局、又は職場の安全衛生基準及びガイドラインの定めに従い、個人または他人に仕事上の危険をもたらす可能性がある個人。

(4) 上記フェイスカバー着用の義務付けに関する命令に違反した者には、最悪の場合罰金が課される場合もあります。

## 2 一部ビジネス等の制限措置

(1) また、12月10日(木)、バーガム州知事は、11月13日に発表した一部ビジネス等を制限する州知事命令の一部について、2021年1月8日(金)午前8時まで延長する命令を発表しました。

(2) 下記は、2021年1月8日(金)午前8時まで引き続き有効です。

・州内の全てのバー、レストラン、フードサービス施設では、収容人数が着席可能人数の50%に制限され、150人の客を超えてはならないとされます。施設内での食事やサービスは午前4時から22時まで許されますが、テイクアウト、デリバリー・サービスに営業時間の制限は課されません。

・全ての宴会場、舞踏場、イベント会場は、収容可能人数の25%、かつ、「ND Smart Restart」のガイドラインで定められている収容制限を超えてはならないとされています。

(3) 下記については、命令延長の対象外です。

・高校の冬期スポーツ、協会、コミュニティ、クラブスポーツ活動、その他K-12学校の課外活動、競技会、校外活動は、宗教活動など一部例外を除いて全て12月14日まで中断されます。

3 在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、引き続きマスクの着用、社会的距離の維持等を励行し、安全の確保と関連情報の収集に努めてください。

## 関連リンク

-12月9日付マスク着用延長命令:

[https://www.health.nd.gov/sites/www/files/documents/Files/MSS/coronavirus/State%20Health%20officer%20orders/2020-08.1\\_Mask\\_Order.pdf](https://www.health.nd.gov/sites/www/files/documents/Files/MSS/coronavirus/State%20Health%20officer%20orders/2020-08.1_Mask_Order.pdf)

-12月10日付一部ビジネス等の制限に関する延長命令

[https://www.governor.nd.gov/sites/www/files/documents/Executive%20order%202020-43.2%20\(corrected\).pdf](https://www.governor.nd.gov/sites/www/files/documents/Executive%20order%202020-43.2%20(corrected).pdf)

-ND Smart Restart ガイドライン

<https://ndresponse.gov/covid-19-resources/covid-19-business-and-employer-resources/nd-smart-restart/nd-smart-restart-protocols>

## 当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryojil@cg.mofa.go.jp](mailto:ryojil@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。